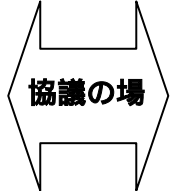




「東三河県庁」の骨格



市町村・民間組織等



「東三河県庁」
 本部長: 東三河担当副知事
 東三河の地方機関の長を本部員とする
 地域におけるネットワーク型推進組織

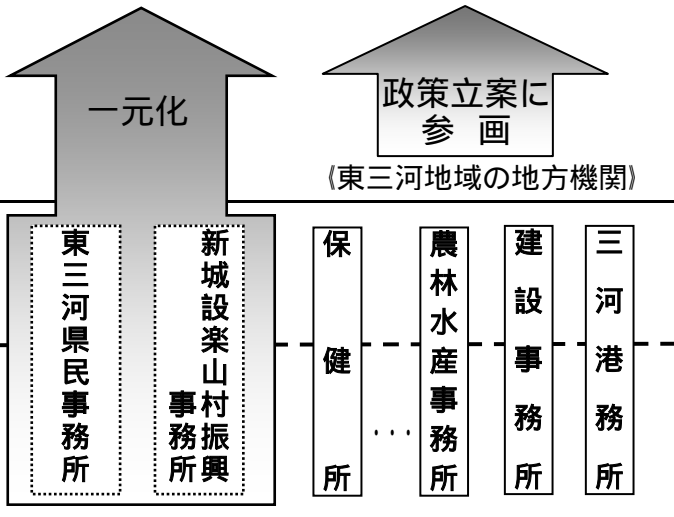
東三河総局 (「東三河県庁」の核となる行政機関)

東三河地域の一体的な振興を図るため、東三河県民事務所及び新城設楽山村振興事務所を一元化

東三河の振興施策推進の司令塔として「企画調整部門」を新設

〈政策立案機能〉
 ・東三河振興ビジョンの策定・推進
 ・三遠南信地域連携の推進 など

〈総合調整機能〉
 東三河地域の諸課題に対応するため部局の枠を超えた総合調整
 山村振興機能・市町村行財政支援機能の拡充 など



東三河総合戦略本部
 本部長: 知事、本部長代理: 東三河担当副知事
 本庁各部署長等を本部員とする全庁的推進組織

本庁機能の一部を移管

地域特性を活かした地域づくりを推進するため、林業振興、港湾振興、山村振興、市町村行財政支援機能の一部を移管

・「東三河地域の森林計画」の策定・変更
 ・三河港ポートセールスの推進
 ・市町村行財政支援の総合窓口の設置 など

一定の許認可権限等を移譲

県民サービスの向上を図るため、地域に密接に関わる権限を移譲

・自然公園法に基づく行為の許可
 ・旅行業法に基づく旅行業の登録 など

- 東三河に関すること
- 知事政策局
 - 総務部
 - 地域振興部
 - 県民生活部
 - 防災局
 - 環境部
 - 健康福祉部
 - 産業労働部
 - 農林水産部
 - 建設部
 - 企業庁
 - 教育委員会事務局

各部局が「東三河県庁」を構成する地方機関を所管